

議案第 10 号

市川市妙典こども地域交流館の設置及び管理に関する条例の制定
について

市川市妙典こども地域交流館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市妙典こども地域交流館の設置及び管理に関する条例
(設置)

第 1 条 本市は、こどもの体験活動の機会を創出するとともに、こどもを中心とした地域の人々の交流を促進することにより、こどもの健全な育成及び市民の福祉の増進を図るため、こども地域交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市妙典こども地域交流館

位置 市川市本行徳 1 2 6 6 番地 1

(事業)

第 3 条 交流館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) こどもの体験活動に関する事業
- (2) こどもを中心とした地域の人々の交流に関する事業
- (3) こどもの健やかな成長に対する支援に関する事業

(4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(交流館の利用等)

第4条 交流館は、自由な利用に供する施設とする。ただし、交流館の多目的スペースその他の市長が認める場所（以下「多目的スペース等」という。）を市長が認める時間帯において独占して使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項ただし書の許可をしないことができる。

(1) 多目的スペース等を独占して使用しようとするものが第1条の目的に適合しない目的で多目的スペース等を使用しようとするとき。

(2) 多目的スペース等を独占して使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 多目的スペース等を独占して使用しようとするものが交流館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(4) その他交流館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

3 市長は、第1項ただし書の許可に際して、交流館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 交流館の使用料は、無料とする。ただし、前条第1項ただし書の許可を受け、多目的スペース等を独占して使用するもの（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）は、市川市使用料条例（平成11年条例第39号）に定める使用料を納めなければならない。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認める

ときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 毎月の第2火曜日及び第4火曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該休日以外の日）

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

（使用権の譲渡等の禁止）

第8条 第4条第1項ただし書の許可を受け、多目的スペース等を独占して使用するもの（以下「使用者」という。）は、多目的スペース等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の停止等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し、多目的スペース等の使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は交流館からの退館を命ずることができる。

(1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 使用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) 使用者が使用の目的に違反したとき。

(4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。

(5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(6) その他交流館の管理運営上支障があるとき。

（入館の制限等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流館を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 利用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他交流館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

（損害賠償）

第 1 1 条 施設等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(市川市都市公園条例の一部改正)

- 2 市川市都市公園条例（昭和 6 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「もの（」の次に「他の条例に定めるものを除く。」を加える。

理 由

こどもの体験活動の機会を創出するとともに、こどもを中心とした地域の人々の交流を促進することにより、こどもの健全な育成及び市民の福祉の増進を図るための施設として妙典こども地域交流館を開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。